

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 6 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 担 当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号

A T C ビル I T M 棟 6 階

大阪市建設局総務部経理課

電話 06－6615－7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	安田ほか 3 自転車保管所古自転車等－ 7	4 山
②	北港自転車保管所古自転車等－ 7	1 山

3 下見日時及び場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	令和 8 年 9 月 18 日	午前 10 時から 午後 5 時まで	安田自転車保管所	鶴見区安田 2 丁目 5 番 16 号
			大宮自転車保管所	旭区大宮 1 丁目 1 番 32 号
			南港自転車保管所	住之江区南港東 5 丁目 3 番 41 号
			南港東自転車保管所	住之江区南港東 2 丁目 3 番 先
②	令和 8 年 9 月 18 日	午前 10 時 15 分から 午後 5 時まで	北港自転車保管所	此花区北港 2 丁目 1 番 先

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上
仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、
本市の休日を除く。）

建設局総務部管理課自転車対策担当 電 話 06-6615-6748

F A X 06-6615-6577

4 入札参加資格

(1) 令和 7・8・9 年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、本市契約管財局契約部契約課（委託・物品契約グループ）に本市物品売払入札参加申請を行うこと

ただし、令和 8 年 9 月 17 日までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※令和７・８・９年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書（令和７・８・９年度分）からダウンロードすること

エ 法人にあっては、履歴（現在）事項全部証明書の写し（発行後 3 か月以内のもの）

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては、市区町村長発行の印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの、写しは不可）

(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (6) 建設局の不用物品売払い入札において、入札日を基準として、過去、大阪市競争入札参加停止措置要綱の別表に定める各措置要件について、当該措置要件ごとに定める措置期間に相当する期間内に、同別表のいずれかの措置要件に該当する行為を行った者でないこと

5 入札説明書等の交付場所

上記1に同じ

6 仕様書の交付方法

公告の日から入札日まで、大阪市ホームページに掲載するとともに、契約担当（上記1に同じ。）においても無償で交付する。ただし、契約担当（上記1に同じ。）での交付は本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

7 入札参加申出の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 公告の日から令和8年9月17日までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (2) 受付場所 上記1に同じ

8 入札参加資格の審査等

- (1) 上記7の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して

入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、上記 4 で交付した物品売払入札参加承認証及び古物商許可証（行商する）を確認することによるので、持参すること（写しは不可）

- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、19(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

9 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上を入札執行日の翌開庁日午後 5 時30分までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

12 売買代金納付期限

令和 8 年 9 月 28 日

13 物品引取期限

令和 8 年 10 月 8 日

14 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時 令和 8 年 9 月 24 日 午前10時
- (2) 入札執行の場所 大阪市建設局入札室（大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル I T M 棟 6 階）

15 入札の方法

- (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
- (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

16 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 に該当する者
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者
- (3) 入札書交付後から入札時までの間において「入札参加資格」の要件を満たさなくなった者又は満たさないことが判明した者

17 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 同一入札について他の入札者の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理人として入札したときは、その全部の入札
- (4) 入札日において古物商許可を有しない者のした入札

(5) 再度の入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札

(注 1) 無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(注 2) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

18 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

19 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、物品売払入札参加承認証に記載される個人（落札者が法人の場合にあっては、当該法人の代表者）、契約上の受任者又は代理人入札を行った代理人に対して本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、マイナンバーカード（個人番号カード）、特定在留カード、在留カード、特定特別永住者証明書、特別永住者証明書、外国人登録証明書、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、精神障害者保健福祉手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

資格確認書（国民健康保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度にかかるもの。ただし、書面によって作成されたものに限る。）、介護保険被保険者証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

- (3) 落札者について、古物営業法の改正に伴って、令和２年３月31日までに「主たる営業所等の届出書」による届け出等の必要な手続きを行っており、現在において、古物商許可証に記載の都道府県公安委員会の許可を有している旨の誓約書を提出すること（ただし、旧法による許可に限る。）。提出しない場合は、大阪市契約規則第32条第２項に該当するとして、契約の締結は行わない。なお、誓約書に古物商許可証の写しを添付すること

20 その他

- (1) 上記11の契約保証金を指定期限までに納付できない場合又は契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第３項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札執行日の翌開庁日午後５時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合又は契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓

約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)